

津市農第363号
令和6年12月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	北長野・細野地区 (北長野・細野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は圃場整備により農地が整備され、営農組織を立ち上げるなど農地の維持に努めているが、農業者が少なく、高齢者の割合も高く、担い手の確保が困難であります。また、農地は中山間地による傾斜と獣害の被害が問題となっています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな担い手を確保し、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制の構築が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	171 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	171 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、区域内の農振農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地区内農地の集積・集約化を目指し、土地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。農地中間管理機構の農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

営農組合及び認定農家への委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①被害の軽減のために、金網の点検等の取り組みを進める。
- ⑦地域内の多面的機能支払交付金の活動組織と連携して農地の維持管理に努める
- ⑧既に農業施設として利用している土地は引き続き施設用地として活用する。